



令和7年4月30日

世田谷区保育の質ガイドラインの改訂について

世田谷区では、「子どもの権利を中心とした保育」を実践するための基本的な指針となるよう、「世田谷区保育の質ガイドライン」を令和7年3月に改訂しました。

1 ガイドライン改訂の経緯

平成27年3月に世田谷区が目指すべき保育のあり方をより具体的なものとして、保育に関わるすべての人たちの共通理解を図り、「子どもを中心とした保育」を実践するための基本的指針として、「世田谷区保育の質ガイドライン」を策定した。ガイドライン策定以降、保育の質の維持・向上に活用し、保育待機児童対策として質と量の両輪を重視した保育施設整備を続けてきた。ガイドライン策定から10年が経過し、この間、区内施設での虐待（不適切な保育）や重大事故等が発生し対応する中で、子どもの権利を守る保育の重要性がより高まっている。

そのため、ガイドラインを改訂し、子どもの生活の場、学びの場、支援の場において、子どもの権利を具体化することが重要であることを改めて明確に示した。

本ガイドラインの改訂にあたっては、令和7年4月1日施行の「世田谷区子どもの権利条例」や「世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）」等の内容も踏まえながら、施設関係者・保護者・学識経験者を委員とした改訂委員会で議論を重ねた。

2 ガイドラインの特徴

- (1) 「子どもの権利を中心とした保育」を実践するための基本的な指針となるよう、子どもの権利条約に示される4つの一般原則の内容を明記し、ガイドラインの冒頭には、一般原則の内容を基に「わたしとの8つの約束」を記載した。
- (2) 子どもに関わる全ての施設・機関・事業等（以下、「施設等」という。）に通う子どもやその保護者、これから施設等に通う子どもの保護者など幅広い方から、今後に期待することや望むこと等を聴取し、ガイドラインの内容に反映した。
- (3) 施設等が子どもの思いに耳を傾け、子どもの権利を保障した保育を行うことができるよう、「わたしとの約束（チェックリスト）」をこれまでの職員視点ではなく、子どもの視点から記載した。

3 今後の活用について

本ガイドラインを通じて、区がめざす子どもの権利を中心とした保育について、子どもに関わる全ての人の共通理解を図り、保育の質の向上に取り組む。

◎問合せ先 保育課

電話03-5432-2319